

# 北海道漁業共済組合 第百七回通常総会

北海道漁業共済組合の通常総会が、六月十三日に開催されました。開会に先立ち、奈良組合長が「令和五年度の加入実績は一千四百九十九億六千万円と事業計画を達成することができ、支払共済金は秋さけ定置、さんま棒受網などで七十七億五千万円、収支は六億二千五百万円の剰余金を計上出来た」ことを報告すると共に、「令和六年度の加入計画は一千四百八十五億円とし、継続契約の補償の充実と、未加入の漁業・養殖業や漁業施設の推進に引き続き取り組んで参りたい」と挨拶した後、中村組合長（大津漁協）を議長に選出して議事に入り、令和五年度事業報告、令和六年度事業計画など提出議案は、すべて原案通りに可決承認されました。また、役員の補欠選任が行われ山田組合長（白糠漁協）の監事就任が承認されました。



▲中村 議長



▲奈良 組合長



令和六年度事業計画より  
『重点加入推進事項』

- \* 継続契約における補償の充実（積立ぶらすのセット加入）
- \* 未加入地域における主要漁業・養殖業の解消
- \* 定置漁具（漁業施設共済）の加入拡大

## 令和六年度秋さけ定置の推進

### 「現地対話集会」ぎょさい・積立ぶらすの加入推進

六月二十六日～七月九日まで全道八地区で開催された北海道定置漁業協会主催の「現地対話集会」に共済組合も出席させて頂き、秋さけ定置漁業の昨年度の「ぎょさい・積立ぶらすの加入状況」等を報告すると共に、本年度の引受取扱い等について説明し、漁業経営の後ろ盾として、ぎょさいと積立ぶらすの積極的な利用を呼びかけました。

令和五年度の加入率（免許統数ベース）は漁獲共済で九十一%、積立ぶらすで八十九%と高い加入率を維持しており、共済金と積立ぶらすの支払合計額は史上二番目となる百七十一億三千五百万円となったこと等を報告しました。

また、本年度の取扱いについては、太平洋クロマグロ

漁獲量削減について道の認める強度資源管理に取り組み、漁獲・放流実績があった場合には、積立ぶらすの払戻判定金額が前年度契約を下回らないよう措置される特例措置が昨年同様実施されること、一方で、新型コロナウィルスの影響に対応した取扱いとして令和二年度より講じられた長期特約更新期の下支え、積

立ぶらす積立金の積立免除、積立猶予の特例措置が令和六年三月三十一日を以て終了したことを説明しました。

最後に、近年、自然災害が多発していることや津波被害の対策として、漁獲共済・積立ぶらすと併せ、漁業施設共済への加入についても検討いただくよう依頼しました。



令和5年度 秋さけ定置 漁業権免許と漁業共済・積立ぶらす 地区別加入率

北海道漁業共済組合

| 地区    | 秋さけ関係免許統数    |              | 漁獲共済     |      |     |       |       | 積立ぶらす        |       | 漁業施設共済<br>(定置漁具) |      |
|-------|--------------|--------------|----------|------|-----|-------|-------|--------------|-------|------------------|------|
|       | 第14次<br>免許統数 | 令和5年<br>操業統数 | 令和5年加入統数 |      |     | 未加入統数 | 加入率   | 令和5年<br>加入統数 | 加入率   | 令和5年<br>加入統数     | 加入率  |
|       |              |              | 秋さけ定置    | 大型定置 | 計   |       |       |              |       |                  |      |
| 小樽    | 213          | 201          | 128      | 6    | 134 | 67    | 67 %  | 129          | 64 %  | 25               | 12 % |
| 桧山    | 29           | 27           | 27       | -    | 27  | 0     | 100 % | 27           | 100 % | 2                | 7 %  |
| 函館    | 192          | 163          | 121      | 33   | 154 | 9     | 94 %  | 144          | 88 %  | 0                | 0 %  |
| 室蘭    | 40           | 39           | 39       | -    | 39  | 0     | 100 % | 39           | 100 % | 9                | 23 % |
| 日高    | 46           | 46           | 46       | -    | 46  | 0     | 100 % | 46           | 100 % | 10               | 22 % |
| 釧路    | 68           | 55           | 55       | -    | 55  | 0     | 100 % | 55           | 100 % | 27               | 49 % |
| 根室    | 161          | 152          | 152      | -    | 152 | 0     | 100 % | 148          | 97 %  | 18               | 12 % |
| 北見    | 92           | 92           | 92       | -    | 92  | 0     | 100 % | 92           | 100 % | 49               | 53 % |
| 稚内    | 50           | 47           | 47       | -    | 47  | 0     | 100 % | 47           | 100 % | 1                | 2 %  |
| 留萌    | 16           | 16           | 16       | -    | 16  | 0     | 100 % | 16           | 100 % | 2                | 13 % |
| 合計    | 907          | 838          | 723      | 39   | 762 | 76    | 91 %  | 743          | 89 %  | 143              | 17 % |
| 前年度実績 |              | 843          | 727      | 39   | 766 | 77    | 91 %  | 748          | 89 %  | 145              | 17 % |
| 前年度対比 |              | △ 5          | △ 4      | 0    | △ 4 | △ 1   | 0 %   | △ 5          | 0 %   | △ 2              | 0 %  |

※漁業施設共済の件数は契約網数で夫々記載した。





漁業施設共済（定置網）のしくみと概要

1. さけ大型定置網の漁業施設共済とは・・・

台風や大型低気圧等の自然災害により、供用中の定置網の身網・垣網が全壊・流失した場合の損害を補償する共済です。

2. 補償される施設（定置網）の範囲は・・・

網地部分を補償します。  
◎ 網地には仕立費や副資材を含めることができます。

3. 補償の方式は・・・

身網・垣網毎に全損となった場合に支払対象となります。  
◎ 漁具の図面、それぞれの網ごとの新調価額及び使用月数の確認が必要となります。

4. 定置網の評価額（共済価額）は・・・

新調価額に使用（供用）期間に応じた現有率を乗じて算出します。  
◎ 評価額（共済価額）＝ 新調価額（再調達価額）× 現有率 ＊  
【使用（供用）期間と現有率】  

| 使用期間            | 現有率 |
|-----------------|-----|
| 未使用 ～ 12ヶ月未満    | 1.0 |
| 12ヶ月以上 ～ 24ヶ月未満 | 0.9 |
| 24ヶ月以上 ～ 36ヶ月未満 | 0.8 |

  
◎ 秋さけ定置は操業期間が約3ヶ月ですので、新品で購入した網地は「4年後の契約」まで評価額が下がりにません。又、通常の維持管理を行っている場合は、新調価額の80%を下回ることはありません。  
＊ 現有率は評価額（共済価額）の算定に用いる使用期間毎の勘案率です。  
＊ 使用期間は実際に使用した月数です。

5. 補償額（共済金額）は・・・

評価額に契約割合を乗じて算出します。  
◎ 契約割合とは、評価額に対する補償額の割合であり、80%以内で定めます。（最高額は1億6千万円まで）  
◎ 契約割合は漁獲共済の同割合の範囲内で設定します。

6. 共済掛金は・・・

共済金額 1,000万円 新規加入の場合（3ヶ月間）  
・ 改定前では 430,000円（純掛金 510千円＋附加掛金 90千円－国庫補助 170千円）  
・ 改定後では 328,000円（純掛金 357千円＋附加掛金 90千円－国庫補助 119千円）  
差額は 102,000円 ⇐ 料率改定の効果！  
◎ 漁業施設共済（定置網）の純共済掛金率が30%引下げとなりました。  
＊ 共済掛金が5万円以上の場合は、分割払いが出来ます。  
＊ 包括・集団割引（10%割引）もご紹介します。詳しくは漁協を通じてご案内致します。

令和2年4月  
料率改定  
(30%引下)

7. 共済金の支払は・・・

身網・垣網毎の補償額（共済金額）となります。  
◎ 共済金 ＝ それぞれの網（垣網・身網）の補償額 × 支払現有率 ＊  
＊ 支払現有率は、責任開始日から6ヶ月未満の事故は「100%」のため、秋さけ定置の場合は殆どが、補償額＝共済金となります。

8. その他・・・

- (1) 漁獲共済（国庫補助が付く契約）の加入がある場合、漁業施設共済も掛金が国から補助されます。
- (2) 2階網・3階網の場合は、補償範囲・補償方式・契約割合を同一として全ての網について加入してください。
- (3) 契約期間（共済責任期間）は、操業期間（原則として漁獲共済と同じ）となります。

自然災害に備え、漁獲共済とのセット加入をお勧めいたします！